大潟村学校給食等業務委託募集要項

令和８年１１月

大　　潟　　村

＜　目　　次　＞

大潟村学校給食等業務委託募集要項

１　募集要項等の定義・・・

1　募集要項等の定義

大潟村学校給食共同調理場及び大潟こども園（以下、「共同調理場等」という。）の給食業務等を委託するにあたり、学校給食等の質の保持と安全性の確保を図るため、確かな調理従事体制や研修体制等の把握が重要であることから、公募型プロポーザル方式により、最も適格な事業者を選定します。

この募集要項は、大潟村学校給食等業務委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本募集要項に併せて配付する大潟村学校給食等業務委託仕様書も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

2　公募の概要

（1）施設名称

大潟村学校給食共同調理場、大潟村立大潟こども園

（2）事業者の選定方式

応募書類の内容を、大潟村学校給食等業務委託契約候補者審査会（以下「審査会」という。）で審査基準に基づき審査して、事業予定者（優先交渉権者）を選定します。

（3）審査結果の通知

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

（4）契約の締結

村は、事業予定者（優先交渉権者）と細目協議を行い、協議成立後、契約を締結します。

（5）次点の応募事業者との交渉

優先交渉権者は、村との交渉優先権を有しますが、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、村は次点の応募事業者と協議を行います。

3　事業の概要

（1）事業名称　　大潟村学校給食等業務委託事業

（2）名称等

名称	大潟村学校給食共同調理場	大潟村立大潟こども園
所在地	大潟村字中央5番地1	大潟村字中央5番地1
建築年月	平成24年7月	平成30年3月
建物構造	鉄筋コンクリート平屋建	木造平屋建
延床面積	363㎡	61㎡（調理室）
敷地面積	59,394㎡（小中学校全体）	2,092㎡（こども園全体）
システム・運用	ドライシステム方式	ドライシステム方式
平面図	別紙のとおり	別紙のとおり
給食配食校数	小学校１・中学校１	こども園１
調理食数	250食程度	100食程度

（３）業務内容

「大潟村学校給食等業務委託事業仕様書」のとおり

（４）業務委託期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日（３年間）

（５）見積限度額（消費税及び地方消費税を含む）

金１１８，８００，０００円（３年間合計）

４　委託事業者の公募に関する事項

（１）委託事業者の公募及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定しています。

ア　募集要項の掲載　　令和８年１１月１８日（水）～１２月　２日（水）
イ　説明会の開催　　１１月２５日（水）
ウ　質問の受付　　１１月１８日（水）～１１月２６日（木）
エ　質問の回答　　１１月１８日（水）～１１月３０日（月）
オ　応募書類の受付　　１１月１８日（水）～１２月　２日（水）
カ　審査　　１２月　７日（月）
キ　審査結果の通知　　１２月中旬予定
ク　委託事業者との契約締結　　１２月下旬予定

（２）事業者の応募手続

ア　募集要項等の掲載

募集要項等を令和８年１１月１８日（水）～１２月２日（水）に大潟村ホームページに掲載します。

イ　現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。希望される事業者は参加してください。

なお、現地説明会は１事業者ごとに行いますので、事業者ごとの時間と場所は１１月２４日（火）午後、個別に電子メールでお知らせします。

①　日時等

開催日時：令和８年１１月２５日（水）午後２時３０分～
開催場所：大潟村学校給食共同調理場、大潟村立大潟こども園調理室
受　　付：大潟村立大潟小学校２階会議室（午後２時００分～）及び
　　大潟村立大潟こども園（午後２時００分～）

②　申し込み方法

令和８年１１月２４日（火）正午までに、法人名、参加者氏名、連絡先電話番号を大潟村教育委員会へ電子メールにて連絡してください。

＜E-mail:kyoiku@vill.ogata.lg.jp＞

③　留意事項

・説明会参加人数は、１事業者につき２名までとします。
・現地説明会にて調理室等に入る方は、直近２週間以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌Ｏ１５７、ノロウイルス）、

汚染作業区域用及び非汚染作業区域用の２種類の調理用靴と清潔な衣服（白衣及び帽子等）を用意してください。

・会場間の移動は、参加者各自で行ってください。

ウ　質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和８年１１月１８日（水）～１１月２６日（木）午後３時まで

受付方法：質問書（別紙様式１）に記入のうえ、電子メールにてお送りください。質問書提出後、電話による受信確認を行ってください。

＜電話：0185-45-3240　E-mail:kyoiku@vill.ogata.lg.jp＞

エ　質問の回答

質問に対する回答は、随時、大潟村ホームページに掲載します。

オ　応募書類の受付

受付期間：令和８年１１月１８日（水）～１２月２日（水）

午前９時から午後４時

受付方法:大潟村教育委員会に、持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後４時までに必着のこと。なお、当村は持参及び郵送中の事故に伴う損害に関しては一切責任を負いません。

カ　審査

審査会による審査を次のとおり開催し、事業予定者(優先交渉権者)の選考を行います。

開催日時：令和８年１２月７日（月）　午後２時３０分～

開催場所：大潟村役場２階　第１会議室

実施時間：３０分程度（プレゼンテーション２０分、質疑１０分）

準備物：　パソコン、プロジェクター等の必要な機器がある場合は、各者で持ち込むものとします（スクリーンは村で用意します）。

特記事項：特別な理由がなく、開始時間に遅れた場合は失格とします。

事業者ごとの開始時間や実施方法など、詳細については別途通知します。

合計点が同じ場合、審査委員の多数決により選定を行います。

キ　採点

企画提案者の退出後、審査員が各項目の配点に基づき、当該評価点を採点表の「採点」欄に記入します。なお、審査項目に対する評価基準及び評価点数は以下のとおりです。

評価基準	評価点数	
	配点５点	配点１０点
大いに評価できる	５点	１０点
評価できる	４点	８点
普通	３点	６点
あまり評価できない	２点	４点
評価できない	１点	２点

ク　審査結果の通知

審査結果の通知は、決定後速やかに、大潟村ホームページに掲載します。

ケ　契約内容の協議

事業予定者（優先交渉権者）と細目協議を行います。（令和８年１２月）

コ　契約締結

事業予定者（優先交渉権者）と契約を締結します。（令和８年１２月下旬）

５　応募に関する事項

（１）応募者

ア　応募資格

応募する事業者の資格要件は次のとおりとします。

①　法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

②　これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を有し、かつ大量調理施設で１回５００食以上の調理業務の経験を有する者、又は現在同様の調理業務契約を締結している者であること。

③　大潟村の入札参加資格を有していること。（なお、未登録事業者については、令和８年１２月２日までに登録を済ませること。）

④　製造物責任法(平成６年法律第８５号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

⑤　連絡調整が速やかに行える体制が取れるよう、現在県内に本社、支店、営業所等のいずれかを有していること。又、あらゆる事態を想定して、現場に常駐する者が遅滞なく判断が行えるよう、社員の配置を行っていること。

イ　応募の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができません。応募者の確認は、参加表明書の受付日を基準として、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とします。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により本村における一般競争入札の参加資格を制限されている者

②　村の指名停止措置を受けている者

③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続きの申し立てをしている者

④　納付すべき国税、県税、市町村税を滞納している者

⑤　社会保険料を滞納している者

⑥　過去３年以内に秋田県内において、食品衛生法の規定による営業の禁停止の処分を受けた者

（２）応募書類

申請時に次の書類（正本１部、副本８部）を提出してください。なお、村が必要と認

める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア　参加表明書（別紙様式２）

イ　宣誓書（別紙様式３）

ウ　大潟村学校給食等業務委託に関する提案書（別紙様式４）

エ　見積書（別紙様式５）

オ　定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

なお、登記事項証明書は原本とする。

カ　事業者単体の直近３期分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

キ　会社概要書（会社の沿革、組織、業務内容等）

ク　納税証明書

①　国税の納税証明書→「その３の３（未納がないことの証明書）」とします。

②　県税の納税証明書→「滞納がないことの証明書」とします。

③　市町村税の納税証明書→「完納証明書」（又は過去３ヶ年の納税証明書）とします。

※納税証明書は、主たる事務所又は事業所の所在地のものとします。

ケ　社会保険料の納入状況を確認できる証明書

コ　学校給食等調理業務の受託実績がわかる書類

サ　製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類

シ　その他村が必要と認める書類

※証明書は、過去３ヶ月以内に発行したものとしてください

※応募書類の書式は、Ａ４版、横書き、左綴じとし、出来るだけ両面印刷としてください。

（３）応募に関する留意事項

ア　募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

イ　費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

ウ　著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は書類の作成者に帰属します。ただし、村は必要があるときは募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。なお、選定にかかる公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

エ　提出書類の取扱い

提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期限終了後は変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しません。ただし、村が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行う場合があります。

オ　資料の取扱い

村が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、村の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ

たり、又は内容を提示することを禁止します。

カ　応募の無効に関する事項

次の事項に該当する応募は、無効とします。

①　応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

②　一の応募者が複数の提案を行った場合

③　同一事項に対し、２通り以上の書類が提出された場合

④　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合

⑤　虚偽の内容が記載されている場合

⑥　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑦　著しく審議に反する行為があった場合

キ　その他

①　村が提示する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

②　本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

③　村が行う指示に従わないとき、その他委託事業者による業務を継続することが適当でないと認めるときは、決定の取り消しを命ずることがあります。

④　決定の取り消しや委託事業者の責による施設の損傷など、村に損害を与えた場合は、賠償していただくものとします。

6　審査及び選定に関する事項

（１）審査の手順

ア　応募書類の確認審査

審査会は応募書類について、この募集要項に記載している応募者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

イ　審査方法

審査会において応募者によるプレゼンテーションを実施します。審査会は、提案書・プレゼンテーション等の内容を総合的に審査し、事業予定者（優先交渉権者）を選定します。

（2）提案内容の評価

審査における評価項目は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1　学校給食に対する基本的な考え方	意義や目的の理解	教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解し、その重要性を認識しているか。	5	20
	教育活動への協力体制	学校およびこども園の教育活動に協力的で、地産地消等の要望への対応する体制が確立されているか。	5	
	積極的な提案	学校給食の提供に対するコンセプトを有し、その実現に向けて積極的かつサービス向上などの提案がなされているか。	5	
	アレルギー対応	こども園および学校給食等におけるアレルギー対応の重要性を十分認識し、混入や誤配膳を防止するための体制が構築されているか。	5	
2　安全衛生管理体制について	衛生管理マニュアルの確立	「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「学校給食衛生管理基準」等関係法令に基づいた衛生管理マニュアルが自社において確立されているか。	5	30
	事故の未然防止	事故の未然防止のための取組みが適切に行われているか。	10	
	事故発生時の対応と指導	異物混入等の事故あるいは事故未遂等の発生時の対応とその後の調理員への指導体制等再発防止の対策は適切か。	5	
	健康管理	従業員に対する健康管理が確実に行われているか。	5	
	非常時対応マニュアルの確立	食中毒などの非常時の対応マニュアルが確立されているか。	5	
3　調理従事者に対する研修計画等について	教育体制の確立	会社の理念や衛生管理マニュアル等を調理従事者へ反映させる仕組みが確立されているか。	5	15
	研修体制の確立	食品の安全衛生や調理技術の向上に関する研修体制が確立されているか。	5	
	従業員の確保と研修・訓練等	給食の開始に向けての従業員の確保と研修・訓練の取組み体制が確立されているか。	5	
4　調理従事者の配置計画等について	従業者の人数や資格等の確保	仕様書で示す従業員の人数や資格等が確保されているか。また、さらなる充実が図られるか。	5	15
	指揮命令系統の確立と報告体制	指揮命令系統が確立されており、村及び学校等からの指示事項が的確に伝達される仕組みとなっているか。 また、村及び学校等への報告体制が確立されているか。	5	
	代替要員の確保と対応システム	調理従事者の休暇等における代替要員の確保と対応システムが確立されているか。	5	
5　業務遂行能力について	会社規模及び経営状態	会社規模（資本金・従業員数等）及び経営状態は良好か。	5	10
	受託実績	学校給食調理業務の受託実績があるか。	5	
6　独自サービスの提案について	企業の特徴・独自サービス	運営全般に関する独自の具体的な提案があるか。	5	5
7　委託料について	委託料	企業努力が認められるか。 極端に安価な見積もりになっていないか。	5	5
合計			100	

7　リスク分担の考え方

契約締結にあたり、村が想定する主なリスク分担の方針は次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて､その基本的考え方を示したものです。

種　　類	リスクの内容	負担者	
		村	事業者
事業の中止・延期	村の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更等	○	
運営費上昇	事業変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	要求仕様に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外の場合		○
調理事故・異物混入等のリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

8　関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、次の法令等を遵守しなければなりません。なお、契約期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

（1）学校給食法
（2）食品衛生法
（3）労働基準法等の労働関係法令
（4）学校給食衛生基準等の関係法令
（5）その他関連する法令等

9　事務引継業務

契約発効までの期間においては、必要書類の作成、各種印刷物作成業務や事務引継及び各業務の習得を行っていただきます。なお、習得期間中に要する費用については、事業者の負担とします。

また、業務委託終了時に、次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

１０　業務の継続が困難となった場合の措置

（１）事業者の責務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により責務不履行又はその懸念が生じた場合には、村は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができるものとします。事業者が当該期間内に修復することができなかったときは、村は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

（２）村の責務不履行の場合

村の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、事業者は契約を解除できるものとし、事業者は村に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

（３）不可抗力等による場合

不可抗力その他村又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、村と事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、村は契約を解除できるものとします。

１１　村による本事業の実施状況の評価

村は、事業者が提供するサービスについて、随時に評価を行うことがあります。その結果、事業契約書及び募集要項等で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

１２　その他

（１）選定委員、関係村職員との接触の禁止

応募を予定する事業者は、選定委員、関係村職員と本件提案についての接触（現地説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

（２）契約予定年月日

令和８年１２月下旬を予定しています。

１３　応募手続き等

問合せ先

大潟村教育委員会　学校教育班

〒０１０－０４４３　秋田県南秋田郡大潟村字中央１番地２１

ＴＥＬ：０１８５－４５－３２４０　　ＦＡＸ：０１８５－４５－２６６１

E-mail：kyoiku@vill.ogata.lg.jp